

【表紙】  
【提出書類】 変更報告書 No.19  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 株式会社フラッグシップアセットマネジメント  
代表取締役 馬場 勝也  
【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号  
【報告義務発生日】 令和元年8月15日  
【提出日】 令和元年8月22日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 3  
【提出形態】 連名  
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アプリックス
証券コード	3727
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（マザーズ）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成19年1月29日
代表者氏名	馬場 勝也
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理、並びに付帯する一切の業務

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 古川 徳厚
電話番号	03-5777-9039

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			11,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 299,900
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 311,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		311,700
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		299,900

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月15日現在)	V	17,235,830
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.95

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和元年7月25日	株券(普通株式)	3,300	0.02	市場内	処分	
令和元年7月26日	新株予約権証券 (第M-2回)	3,300	0.02	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年7月26日	株券(普通株式)	3,300	0.02	市場外	取得	新株予約権の行使による取得 (265.50円)

令和元年7月26日	株券（普通株式）	12,500	0.07	市場内	処分	
令和元年7月29日	新株予約権証券（第M-2回）	12,500	0.07	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年7月29日	株券（普通株式）	12,500	0.07	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（272.70円）
令和元年7月31日	株券（普通株式）	3,300	0.02	市場内	処分	
令和元年8月1日	新株予約権証券（第M-2回）	3,300	0.02	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月1日	株券（普通株式）	3,300	0.02	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（273.60円）
令和元年8月1日	株券（普通株式）	12,500	0.07	市場内	処分	
令和元年8月2日	新株予約権証券（第M-2回）	12,500	0.07	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月2日	株券（普通株式）	12,500	0.07	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（261.00円）
令和元年8月6日	株券（普通株式）	3,300	0.02	市場内	処分	
令和元年8月7日	新株予約権証券（第M-2回）	3,300	0.02	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月7日	株券（普通株式）	3,300	0.02	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（257.40円）
令和元年8月7日	株券（普通株式）	8,500	0.05	市場内	処分	
令和元年8月8日	新株予約権証券（第M-2回）	8,500	0.05	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月8日	株券（普通株式）	8,500	0.05	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（270.00円）
令和元年8月8日	株券（普通株式）	4,000	0.02	市場内	処分	
令和元年8月9日	新株予約権証券（第M-2回）	4,000	0.02	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月9日	株券（普通株式）	4,000	0.02	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（264.60円）
令和元年8月13日	株券（普通株式）	3,300	0.02	市場内	処分	

令和元年8月14日	新株予約権証券 (第M-2回)	3,300	0.02	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月14日	株券(普通株式)	3,300	0.02	市場外	取得	新株予約権の行使による取得 (286.20円)
令和元年8月14日	株券(普通株式)	8,500	0.05	市場内	処分	
令和元年8月15日	新株予約権証券 (第M-2回)	8,500	0.05	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月15日	株券(普通株式)	8,500	0.05	市場外	取得	新株予約権の行使による取得 (298.80円)
令和元年8月15日	株券(普通株式)	4,000	0.02	市場内	処分	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号の業務執行組合員として保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券(目的となる株式数220,700(報告義務発生日時点)。以下「第M-2回新株予約権」といいます。)及び株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券(目的となる株式79,200(報告義務発生日時点)。以下「第M-3回新株予約権」といい、第M-2回新株予約権と第M-3回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)に係る引受契約を締結しており、本新株予約権に係る発行要項に定める取得条項の発動について、提出者の事前の承諾が必要であること(但し、第M-2回新株予約権については、行使期間の開始日から9ヶ月が経過した後は、かかる承諾を要しない。)、及び以下に掲げる場合には、提出者は、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権(但し、下記( )については第M-2回新株予約権に限り、下記( )については第M-3回新株予約権に限り)の全部又は一部の取得を請求できることを合意しております。

( ) 発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合

( ) 発行者が発行する株式が取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合

( ) 取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-2回新株予約権に係る発行要項に定める下限行使価額を下回った場合

( ) 取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-3回新株予約権に係る発行要項に定める行使価額を下回った場合

( ) いずれかの20連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高が平成30年2月14日に先立つ20連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高の50%を下回った場合

( ) 提出者が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合

( ) 取引所における提出者の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	4,214
上記(Y)の内訳	提出者が業務執行組合員を務めるフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号への出資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	4,214

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		

2 【提出者（大量保有者） / 2】

( 1 ) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法人)
氏名又は名称	インフレクション・ツー・ジーピー・インク (Inflexion II GP, Inc.)
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1 -9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、27 ホスピタル・ロード、ケイマン・コーポレート・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成29年8月15日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー (Douglas R. Stringer)
代表者役職	ダイレクター (Director)
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 古川 徳厚
電話番号	03-5777-9039

( 2 ) 【保有目的】

純投資
-----

( 3 ) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			50,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 993,500
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,043,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,043,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		993,500

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月15日現在)	V	17,235,830
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.54

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和元年7月25日	株券(普通株式)	17,600	0.10	市場内	処分	
令和元年7月26日	新株予約権証券 (第M-2回)	17,600	0.10	市場外	処分	新株予約権の 行使

令和元年7月26日	株券（普通株式）	17,600	0.10	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（265.50円）
令和元年7月26日	株券（普通株式）	66,600	0.37	市場内	処分	
令和元年7月29日	新株予約権証券（第M-2回）	66,600	0.37	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年7月29日	株券（普通株式）	66,600	0.37	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（272.70円）
令和元年7月31日	株券（普通株式）	17,600	0.10	市場内	処分	
令和元年8月1日	新株予約権証券（第M-2回）	17,600	0.10	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月1日	株券（普通株式）	17,600	0.10	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（273.60円）
令和元年8月1日	株券（普通株式）	66,600	0.37	市場内	処分	
令和元年8月2日	新株予約権証券（第M-2回）	66,600	0.37	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月2日	株券（普通株式）	66,600	0.37	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（261.00円）
令和元年8月6日	株券（普通株式）	17,600	0.10	市場内	処分	
令和元年8月6日	新株予約権証券（第M-2回）	182,300	1.00	市場外	取得	新株予約権 1個当たり279円
令和元年8月6日	新株予約権証券（第M-3回）	60,200	0.33	市場外	取得	新株予約権 1個当たり249円
令和元年8月7日	新株予約権証券（第M-2回）	17,600	0.10	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月7日	株券（普通株式）	17,600	0.10	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（257.40円）
令和元年8月7日	株券（普通株式）	32,500	0.18	市場内	処分	
令和元年8月8日	新株予約権証券（第M-2回）	32,500	0.18	市場外	処分	新株予約権の行使



令和元年8月8日	株券（普通株式）	32,500	0.18	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（270.00円）
令和元年8月8日	株券（普通株式）	34,100	0.19	市場内	処分	
令和元年8月9日	新株予約権証券（第M-2回）	34,100	0.19	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月9日	株券（普通株式）	34,100	0.19	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（264.60円）
令和元年8月13日	株券（普通株式）	17,600	0.10	市場内	処分	
令和元年8月14日	新株予約権証券（第M-2回）	17,600	0.10	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月14日	株券（普通株式）	17,600	0.10	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（286.20円）
令和元年8月14日	株券（普通株式）	32,500	0.18	市場内	処分	
令和元年8月15日	新株予約権証券（第M-2回）	32,500	0.18	市場外	処分	新株予約権の行使
令和元年8月15日	株券（普通株式）	32,500	0.18	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（298.80円）
令和元年8月15日	株券（普通株式）	34,100	0.19	市場内	処分	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、投資事業有限責任組合インフレクション 号の無限責任組員であるインフレクション・ツー・ジープ・エルピーの業務執行組員として保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券（目的となる株式数696,100（報告義務発生日時点）。以下「第M-2回新株予約権」といいます。）及び株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券（目的となる株式数297,400（報告義務発生日時点）。以下「第M-3回新株予約権」といい、第M-2回新株予約権と第M-3回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約を締結しており、本新株予約権に係る発行要項に定める取得条項の発動について、提出者の事前の承諾が必要であること（但し、第M-2回新株予約権については、行使期間の開始日から9ヶ月が経過した後は、かかる承諾を要しない。）、及び以下に掲げる場合には、提出者は、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権（但し、下記（ ）については第M-2回新株予約権に限り、下記（ ）については第M-3回新株予約権に限り）の全部又は一部の取得を請求できることを合意しております。

（ ）発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合

（ ）発行者が発行する株式が取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合

（ ）取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-2回新株予約権に係る発行要項に定める下限行使価額を下回った場合

（ ）取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-3回新株予約権に係る発行要項に定める行使価額を下回った場合

（ ）いずれかの20連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高が平成30年2月14日に先立つ20連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高の50%を下回った場合

（ ）提出者が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合

（ ）取引所における提出者の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	16,876
上記（Y）の内訳	提出者が業務執行組員を務めるインフレクション・ツー・ジープ・エルピーが無限責任組員を務める投資事業有限責任組合インフレクション 号への出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	16,876

## 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項なし					

## 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		

## 3 【提出者（大量保有者） / 3】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
---------	--------------

氏名又は名称	インフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・インク ( Inflexion II Cayman GP, Inc. )
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、27 ホスピタル・ロード、ケイマン・コーポレート・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成30年9月24日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー (Douglas R. Stringer)
代表者役職	ダイレクター (Director)
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 古川 徳厚
電話番号	03-5777-9039

( 2 ) 【保有目的】

純投資
-----

( 3 ) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

( 4 ) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			25,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 522,800
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	547,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			547,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			522,800

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月15日現在)	V	17,235,830
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		3.08
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.24

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和元年8月5日	新株予約権証券 (第M-2回)	25,000	0.14	市場外	処分	新株予約権の 行使
令和元年8月5日	株券(普通株 式)	25,000	0.14	市場外	取得	新株予約権の 行使による取 得(274.50 円)
令和元年8月6日	新株予約権証券 (第M-2回)	182,300	1.03	市場外	処分	新株予約権 1 個当たり279円
令和元年8月6日	新株予約権証券 (第M-3回)	60,200	0.34	市場外	処分	新株予約権 1 個当たり249円
令和元年8月9日	株券(普通株 式)	25,000	0.14	市場内	処分	
令和元年8月13日	新株予約権証券 (第M-2回)	25,000	0.14	市場外	処分	新株予約権の 行使
令和元年8月13日	株券(普通株 式)	25,000	0.14	市場外	取得	新株予約権の 行使による取 得(293.40 円)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、インフレクション・ツー・ケイマン・エルピーのジェネラルパートナーであるインフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・エルピーの業務執行組合員として保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券（目的となる株式数399,400（報告義務発生日時点）。以下「第M-2回新株予約権」といいます。）及び株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券（目的となる株式数123,400（報告義務発生日時点）。以下「第M-3回新株予約権」といい、第M-2回新株予約権と第M-3回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約を締結しており、本新株予約権に係る発行要項に定める取得条項の発動について、提出者の事前の書面による同意が必要であること、及び以下に掲げる場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権（但し、下記（ ）に定める事由に基づく取得については、第M-2回新株予約権に限り、下記（ ）に定める事由に基づく取得については、第M-3回新株予約権に限り、）の全部又は一部の取得を請求することができることを合意しております。

- ( ) 発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合
- ( ) 発行者が発行する株式が取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合
- ( ) 取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-2回新株予約権に係る発行要項に定める下限行使価額を下回った場合
- ( ) 取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-3回新株予約権に係る発行要項に定める行使価額を下回った場合
- ( ) いずれかの20連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高が平成30年2月14日に先立つ20連続取引日間の発行者普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高の50%を下回った場合
- ( ) 提出者が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合
- ( ) 取引所における提出者の普通株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	8,826
上記(Y)の内訳	提出者がジェネラルパートナーを務めるインフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・エルピーがジェネラルパートナーを務めるインフレクション・ツー・ケイマン・エルピーへの出資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	8,826

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社フラッグシップアセットマネジメント
- (2) インフレクション・ツー・ジーピー・インク (Inflexion II GP, Inc.)
- (3) インフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・インク (Inflexion II Cayman GP, Inc.)

### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			86,900
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 1,816,200
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q 1,903,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,903,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		1,816,200

#### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和元年8月15日現在)	V	17,235,830
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)		9.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		11.01

#### (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)

株式会社フラッグシップアセットマネジメント	311,700	1.78
インフレクション・ツー・ジーピー・インク (InfleXion II GP, Inc.)	1,043,600	5.72
インフレクション・ツー・ケイマン・ジーピー・インク (InfleXion II Cayman GP, Inc.)	547,800	3.08
合計	1,903,100	9.99